

議第 4 4 号

呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例の一部を改正する条例の制定について

呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例の一部を改正する条例

呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例（昭和 6 2 年呉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市建築物における駐車施設の付置等に関する特例条例 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく呉駅前西地区第一種市街地再開発事業によつて建築される建築物については、呉市建築物における駐車施設の付置等に関する条例（昭和 4 6 年呉市条例第 5 6 号）の規定は、適用しない。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	呉市建築物における駐車施設の附置等に関する特例条例 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく呉駅前西地区第一種市街地再開発事業によつて建築される建築物については、呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 4 6 年呉市条例第 5 6 号）の規定は、適用しない。 付 則 <u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>2</u> <u>呉駅西駐車場が設置されている間、本則に規定する建築物の跡地を敷地として建築される建築物（特定用途に供する部分に限る。）は、本則に規定する建築物とみなす。</u>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

呉駅西駐車場が設置されている間、そごう呉店跡地を敷地とする後継建築物に係る駐車施設の附置義務を、引き続き免除するため、この案を提出する。